

裁判員制度パネルディスカッション 議事概要

(大阪地方裁判所事務局総務課)

令和元年5月18日(土)に開催された裁判員制度パネルディスカッション～裁判員制度10年の歩み～(第2部)における議事の概要は、次のとおりです。

1 日時

令和元年5月18日午後2時から午後4時50分まで

2 場所

大阪地方裁判所大会議室

3 出席者

(1) パネリスト

裁判員等経験者(4人)

井田香奈子(報道関係者)

宇藤崇(研究者)

加戸正和(報道関係者)

増田啓祐(裁判官)

水谷恭史(弁護士)

三輪能尚(検察官)

※以上、敬称略。氏名の表記は五十音順。

(2) 司会者

村越一浩(裁判官)

4 議事

(1) 司会者からの冒頭あいさつ

(2) パネリストの自己紹介

(3) 意見交換

司会者：まず，裁判員裁判で刑事裁判はどう変わったのかについて意見交換していきたいと思います。

我が国では，長らくプロ同士だけの世界で刑事裁判が行われてきました。判断者として一般の方が入るとするのは非常に画期的なことでありますが，参加する立場の人も，「難しい法律の世界の話をもっと分かるのかな。」と思うでしょうし，一般の方をお迎えする法律家の側も「大丈夫かな。」と思うのが正直な気持ちではないかと思います。この点，法律では，「裁判員の負担が重すぎるものにならないようにしつつ，裁判員の方がその職責を十分に果たせるように，裁判を迅速で分かりやすくしましょう。」という趣旨の規定が置かれています。さて，実際はどうでしょうか。

事件を担当する検察官，弁護人は，今，裁判員裁判を担当されておられますが，実際に，どのような配慮や工夫をされて法廷に臨んでおられますか。

三輪パネリスト：検察官は，適正な事実認定・立証を行い，適正な量刑を得る必要があり，そのことを裁判員の方々に伝えなければならない立場にあります。そのために，当該事件で争点，問題となっているポイントについて，分かりやすく主張をするということを心掛けています。

例えば，刑事事件の公判では，冒頭陳述といって，検察官がどのような事実を証拠によって立証するのかを説明する機会があります。そこで配る資料を，これまでの裁判とは異なり，図を用いたり，時系列に沿って整理をしたりといった工夫をしています。また，手続の最後には，検察官が証拠で立証した内容に基づいてどのような事実が認められるのか，どういった刑がふさわしいのかを主張する「論告」という機会がありますが，ここでも目で見えて分かりやすい資料に基づいて

説明するようにしています。

また、証拠についても、目で見て分かるようなものになるよう工夫しています。従来は紙で提出するだけでしたが、裁判員裁判では、モニターに証拠を投影して、それを見ながら裁判員の方に話を聞いてもらえるようにしています。また、証人尋問に関しても、専門知識がない人が聞いても理解していただけるような質問を行うように意識しています。

水谷パネリスト：刑事裁判においては、立証責任は検察官にあるところ、理屈からすれば、弁護人の弁護活動としては、検察官の立証が本当に間違いのないレベルなのかという疑問を法廷に示すことが最低限の役割ということになります。しかし、それだけでは、実際に何があったのか、事実を納得いくまで調べることはできませんし、多くの裁判員の方もそのように感じられるのではないかと思います。被告人が犯人ではない、だとすれば、なぜ被告人が犯人と疑われて法廷に連れてこられているのか、本当は何があったのかといったことを、法廷で取り調べる証拠によって裁判員の方にできるだけ分かっていただけるよう心掛けています。

ただし、我々弁護人は、検察官と違って組織で裁判に対応するのではなく、一人一人が個別に対応することが多いので、分かりやすく主張を伝えること等についての意識やテクニックにどうしても個人差が生じてしまいがちです。そこで、弁護士会では、個々の弁護人が裁判員裁判で適切に主張ができる、あるいは証拠との関連性を示すことができるよう、研修を実施する等しています。

他方で、分かりやすさばかりを追求すれば抜け落ちてしまう情報もあるということにも留意しなければならないと考えます。裁判所や検察官は公平性を意識することが多いと思いますが、我々弁護人は、目

の前にいる被告人にとってどのような事実認定・量刑がふさわしいのかといった、いわば個別具体的な事情をいかに裁判員の方々にわかっていただけるかという点を意識して弁護活動を行っているのです。

司会者：お互いに意識して切磋琢磨しながら様々な工夫をされているというのが検察官と弁護人の立場だと思いますが、水谷さんの目から見て、実際の法廷における検察官の立証等に感心された御経験はありますか。

水谷パネリスト：三輪さんの世代の検察官は、最初から裁判員裁判に対応することを念頭に置いて公判での立証活動を積まれてきたので、非常に場慣れしており、分かりやすく、順を追って説明するスキルを身に付けている方が多いという印象です。立証責任を負っているという立場から、裁判員の方々に対して適切な理解のルートを示すということを意識して立証活動を行われる検察官が多く、手強い存在であると感じます。

司会者：三輪さんは、弁護人の活動を御覧になってどのように感じられますか。

三輪パネリスト：水谷さんのお話にもありましたが、弁護士会では研修が行われているということで、証人尋問等の際には、弁護人から鋭い反対尋問がなされることがあり、非常に「うまいな。」と感じることがあります。

また、我々検察官は、事実を明らかにし、どのような処罰がふさわしいのかを明らかにする立場ですが、弁護人は、依頼人である被告人の利益を代弁するという立場にあります。このような立場の違いから、いろいろと大変なところもあるのではないかと思います。

司会者：ありがとうございます。今度は、裁判官という別の立場からお話を伺いたいと思います。裁判官は、裁判員や補充裁判員の方々と過ごす時間が一番長く、法廷にも一緒に立ち会い、評議も一緒に行います。裁判官は、普段、裁判員の方々と接する中で、どのような配慮や工夫をさ

れているのでしょうか。

増田パネリスト：裁判員制度が始まる以前の裁判では、大げさな言い方をすると、検察官と弁護人の双方とも、自分が有利と考える証拠は何でも請求し、相手方の同意があれば、被害者とか目撃者といった重要証人の証言であっても、そのまま証拠書類として何でも証拠として採用されていました。要するに、捜査段階の取調べの結果がそのまま法廷に出てきていたのです。大量の書類が提出されますから、裁判官は、法廷が終わってから執務室で証拠書類を読み込んで心証を形成するということが少なくありませんでした。

また、相手方が証拠書類の取調べに不同意の場合には、証人の方に法廷まで来てもらうことになるのですが、その場合も、2週間とか1か月ごとに断続的に法廷へ来てもらうといったように、いわば歯医者の治療のように進行していくことも少なくありませんでした。こうしたやり方を歯科方式ということがあります。

このような審理の進め方の中では、裁判官も、証拠の内容をすべて覚えておくことはできないので、裁判が一通り終わってから記録を読み込んで改めて心証を形成したり、場合によっては、そこで事件の真の争点に気付くということもありました。また、判決も、非常に細かい事実についてまで認定した、長文のものになることが多かったものです。

ところが、一般の方々に関与していただく裁判員裁判においては、只今説明したような審理方法を採るわけにはいきません。どういう争点について審理をするのか、どういう証拠に基づいて裁判所に判断してもらうのかということをはっきりと明らかにした上で裁判を行うようになりました。つまり、検察官や弁護人には、裁判が始まる前に、主張立証の予定を提出してもらい、それを元に、その事件の争点や取り調べる証拠を明らかにしておき、争点の解明に真に必要な証拠に限定して法廷で取り調べるとい

う審理方法に変わったということです。

また、証拠調べの在り方についても変化がありました。裁判員裁判においては、相手方が証拠書類に同意していたとしても、重要な証人には法廷まで来ていただき、裁判員の前で真相を語っていただくという形で裁判を行っています。また、先ほど従来の審理の在り方を齒科方式と申し上げましたが、それに比べると、裁判員裁判は、連日開廷し、裁判員の方々の記憶が薄れないうちに判決まで行うという方法を採用しており、外科方式と呼ぶことができます。

このように刑事裁判の在り方が大きく変わったのは、裁判員の方々に参加していただきやすくする、つまり、裁判所へお越しいただき、裁判官と一緒に心証を形成し、判断をしていただくことを可能にするということが目的だと考えます。

司会者：只今、法曹三者から、それぞれの立場における工夫や変わった点等について御説明をいただきました。では、裁判員経験者の皆様は、実際に裁判に参加されてどうでしたか。例えば、検察官や弁護人の説明は分かりやすかったですか。また、法律的な事柄について、裁判官はきちんと説明してくれましたか。このような点について御意見を頂戴できればと思います。

裁判員等経験者1：私が参加した裁判では、裁判長が、最初から裁判員に対して様々な配慮をしていてくれたと感じました。私の場合は、選任されて即日審理が行われたのですが、裁判長は、検察官に対して、分かりやすい言葉を使うよう促してくれましたし、また、私たちには、「後になってからだと取り戻すのに時間がかかるから、分からないことがあれば遠慮なくその都度言ってください。」と声を掛けてくれました。また、被告人の感情が表れる場面では、裁判長は、「あまり過剰に反応しないように。」、「気持ちに寄り添わなくても、しんどい思いをしたということだけ

理解すればいいです。」、「感情表現には囚われず、事実だけを受け止めるように。」といった趣旨のアドバイスをしてくださり、気持ちを揺らさず、冷静に判断することができたように思います。

裁判員等経験者4：評議の際には、まず、事案の内容や、被害者や加害者の置かれた状況について、法律的な解説も交えて、裁判官から分かりやすく説明がありました。

実際に自分が裁判員候補者名簿に記載されてからは、裁判員裁判の報道に関心を持つようになり、証拠の内容等によってPTSDになったようなケースも聞いていましたので、裁判員に選任された際には不安な気持ちがありました。私が参加した強盗致傷の裁判では、被害者の方の怪我の状況を映した写真としてモノクロのものが提示されました。一見すると血なのか墨汁なのか汚れなのかよく分からないという問題点もあるかと思いますが、こうした取扱いを目の当たりにし、裁判員への負担に非常に配慮していただいているのだということを実感しました。

また、被告人質問において、検察官が畳みかけるように質問を重ねたところ、被告人は流されるように頷くような場面があったのですが、裁判官が「今、尋ねられているのは、被告人にとって不利なことなんです。分からないこと、覚えていないことはそう言ってくれればいいんですよ。」と被告人に話しかけ、また、弁護人に対しても、「適宜被告人に助け舟を出されたい。」といった趣旨の発言をされており、とても感心した覚えがあります。

裁判員等経験者3：私自身、仕事の関係でプレゼンテーションを行うことがあるのですが、実際に参加した裁判では、裁判官の説明がとても分かりやすいものだと感じました。

先ほど、証拠の写真について、カラーとモノクロのお話がありましたが、どうしても、カラーの方が分かりやすいのではないかとは思っています。

また、モニターに映るものを一つ一つ裁判長が説明してくださり、分からないことはどんどん質問してくださいと言ってくださったりと、非常に分かりやすい裁判だったと思いました。

裁判員等経験者2：実際に裁判に参加してみると、証拠が視覚的に分かりやすく整理されており、素人である私にも争点が分かりやすくなっているということを感じました。また、裁判官は、裁判員が自由に考えを述べることができるように雰囲気作りに努めてくださり、無用な緊張がないように配慮してくれていたと感じます。

三輪パネリスト：証拠を絞り込む作業をしていると、これで全部伝えることはできるか、抜け落ちているものはないか、といったことはいつも気になっているところです。裁判員の方への心情への配慮として、モノクロの証拠写真の話が上がっておりましたが、検察官としても、モノクロにすることで伝えるべきことが伝わらなくなってしまっているのではないかと、裁判員の方の心情や負担にどこまで配慮して立証を行うか、常に悩んでいるところです。

水谷パネリスト：裁判員選任手続に立ち会ってみると、事件にどのように向き合うのかについて、真面目に考えておられる方が多いと感じます。裁判所が裁判員の方々にとても配慮されていることについては、我々も非常に敬意を持って見ていますが、過度に分かりやすくし過ぎたり、類型や枠組みを簡単にし過ぎて、事件の詳細が伝わらないもどかしさのようなものを感じることもありますし、検察官もそう感じることもあると思います。説明が詳し過ぎたりすると裁判員の方を悩ますことになるかもしれませんが、我々当事者としては、勇気を持って、「これが事実なんです。」といった点を深掘りしていくことも必要だと考えます。

増田パネリスト：裁判官の立場からしますと、審理中に「裁判員の皆様に御理解いただけているかな。」と不安に思うことがあっても、実際に評議

の場で話をしてみると、皆様、きちんと理解できておられるということが多く感じます。検察官及び弁護人が分かりやすい主張立証をされているのはもちろんですが、裁判員の皆様の理解度が高いのだということはいつも感じています。

司会者：ありがとうございます。それでは、ここで、報道機関でお仕事をされているお二人に聞いてみたいと思います。裁判員裁判が導入される前と後で、法廷での光景はずいぶん変わったのではないかと思います。どのように見ておられるのか、どのような御意見・御感想をお持ちでしょうか。

井田パネリスト：記者になって初めて裁判の取材を行った際には、暗い、堅い、怖い、長い、難しいといった印象を持ったのを覚えています。法廷では書面を読み上げている時間がとても長く、普段耳にしない専門用語が飛び交い、傍聴していても置き去りにされているような感じ、ついていくことができないような感じを覚えたものです。

また、被告人の供述が捜査段階から変遷し、言った言わないの話になると、捜査官が法廷に呼ばれて証言することになるとと思いますが、以前の刑事法廷では、それが延々と続き、次回も次々回も同じ人の証言を聞くことになるなど、尋問も回数を重ねて時間がかかるものでした。

加えて、審理が今どのような段階にあるのかというのが分かりにくく、取材する上でも、非常に難しく分かりにくいという印象を持っていました。法廷で起きていること自体が難しいものであるため、裁判の当事者である被告人も本当に自分が受けている手続の詳細を理解できているのか、傍聴していて心配に思ってしまうこともありました。

こうした以前の状況と比べると、裁判員裁判がスタートしてからは、手続がむやみに長くなるということはなくなくなったように思いますし、証拠も非常に分かりやすく示され、法廷の中で使われる用語自体も劇的

に変わったという印象があります。

他方、難しい問題もいろいろと出てきたように思います。例えば、争点整理を念入りに行うため、公判が始まるまでに時間がかかっているように感じます。また、見て不快になるような証拠について、カラーのものをモノクロにする等、裁判員の方の負担に配慮する必要性も理解できますし、一方でありのままの状態で証拠を確認したい裁判員の方もいると思いますし、非常に難しい問題だと思えます。

さらに、一審で死刑判決を宣告したり、求刑内容を超える量刑判断を行ったケースなどでは、控訴審で一審判決が破棄されることもあります。こうしたケースについて記事を書くと、読者からは、「それはおかしい。」「市民が必死の思いで判断した内容が、職業裁判官だけで構成される高裁で覆されるとは何事だ。」といった反応があります。こうした反応は、市民感情として当然のものだと理解できるものの、日本の裁判は三審制である以上、上訴審で判断が覆ることは十分にあり得る話であり、非常に悩ましい問題だと思えます。刑事裁判の新たな難局が見えてきたようにも思えます。

加戸パネリスト：先ほど、以前の裁判には暗い、堅いといったイメージがあったとのお話がありましたが、それに加えて「声が小さい」という点もあったように思います。法廷を見ていても何が行われているのかよく分からないというのが以前の印象で、例えば、検察官は、小声で書面を棒読みするだけの人が多かったように思います。

ところが、裁判員制度が始まってからは、目で見て耳で聞いて分かる裁判が実現され、法廷を見ていても何をやっているのか非常に分かりやすくなったように感じます。裁判員制度の施行に際し、検察庁ではNHKのアナウンサーを講師に招き、しゃべり方等についての研修を実施したと聞きましたが、その甲斐もあってか、制度施行後は、法廷における検

察官の話しぶりは分かりやすくなったと感じます。

また、裁判員の方に分かってもらう、分かりやすさを追求するという点に関連し、以前ではなかったような新たな立証手法が確立されてきたように思います。例えば、取調べの可視化については、本来は違法な取調べがないかをチェックするためのものですが、最近では、否認事件において、捜査段階からの供述の変遷を検察官が立証するために用いられる等、有罪立証のために使用されることが多くなってきており、もともと予定していた趣旨とは少し違った使われ方がされているところがあり、今後検討していかねばならない課題だと思います。

さらに、争点整理についてですが、報道機関としても事前に争点を整理しておいてもらえると、非常に助かることがあります。以前は、報道機関が認識していた事案のポイントや争点を報道しても、実際に判決を見ると裁判所の認識とずれていたというケースも少なくなかったのですが、裁判員裁判では争点を明確にしてから審理が始まるので、そのようなことがなくなり、報道しやすくなったと感じます。また、明確になった争点について裁判所がジャッジするという構図が明らかになり、裁判の本来の在り方に近づいたように思います。

司会者：ありがとうございました。続いて、宇藤さんにお話を伺いたいと思います。刑事訴訟法の研究者として、裁判員制度の導入やその後の運用について、どのように見ておられますでしょうか。また、只今、報道関係の方々から御指摘いただいた点に関しても、何かお答えいただけるものがあれば御発言いただけますでしょうか。

宇藤パネリスト：裁判員裁判開始前の刑事裁判の姿がどうだったかという話がずいぶん出てきました。現行の刑事訴訟法は、戦後に制定されたものですが、当時から法が目指す目標・理念というのは、公判中心主義、口頭主義、直接主義といったものであり、これらは、簡単に言うと、「公

判での当事者のやり取りを見ていたら、裁判がどのように進んでいるのかがきちんと分かるように審理を進めよ。」というものであり、先ほどから皆様のお話に出てきているような、裁判員裁判で実現された裁判の姿なのです。

こうした原理や原則は、戦前から主張されてきたものですが、これまでの実務ではずっと実現されてこなかったのが我が国の実情です。刑事訴訟法の原理や原則が実現されてこなかったのは、職業法曹だけで裁判をやってきたこともあり、内々で理解できていればよしとする雰囲気があったことが一因であったというのが徐々に分かってきました。そこで、戦後も何回か改革が行われるのですが、元の姿に戻ってしまっていました。

そんな中でとうとう始まったのが、裁判員裁判です。裁判員に審理に加わってもらうには、従来の裁判の在り方ではだめで、もっと改善しなければならないということになり、刑事訴訟法が初めから目指していた理念に近い形の裁判が実現されるに至ったのです。これが、刑事訴訟法という側面から見た裁判員制度の一つの成果だと考えています。

あらかじめ争点を特定し、また、短期間で公判が終了して正しい結論を出せるようにする、そのためにはどういう証拠を準備する必要があるか、このような観点から準備を重ねて、法律の理念どおりの裁判を進めていこうというのが裁判員裁判の在り方です。刑事訴訟法の研究者としては、刑事裁判の実務が非常に望ましい方向に進んでいるように感じます。

また、外から見てみると、法曹三者は裁判員に配慮しながら、準備や審理を進めているように感じますが、他方、どこか裁判員の方々に遠慮しているところがあるようにも感じるので、もう少し踏み込んでみてもいいのではないかと思うところもあります。

司会者：ありがとうございます。先ほど井田さんから御指摘のあった控訴審の問題については、どのようにお考えでしょうか。宇藤さんから何かコメントがあればお願いできますでしょうか。井田さんがおっしゃっていたのは、要するに、裁判員が一生懸命出した結論を控訴審で破ってしまうということがあるのは、裁判員の方から見ていても不満があるだろうけど、それは三審制の中でどう考えるかという難しい問題ですね、というものでした。

宇藤パネリスト：現在の刑事訴訟法では決めきれていないものであります。裁判員裁判が導入されたときに、二審以降の裁判所がどのように振る舞うかというのを決めなければならないという話になっていたのですが、そこがうまく折り合わないまま制度が始まっているというのが現在の姿です。

では、宙ぶらりんのままでよいかと言うと、もちろんそうではなく、裁判例等を見ると、一定の方向は示されているように思えます。日本の刑事訴訟法における控訴審は、事後審、すなわち、一審の判断をチェックする場とされており、審理をやり直す場ではないのが原則です。裁判員制度施行前の実務は必ずしもそうではなかったですが、裁判員制度施行後は、原則に立ち返り、事後審的な考えで運用されているようです。以前には、控訴審において自判されることがずっと多かったですが、裁判員制度施行後は、事後審的な運用が進んできて、控訴審で一審を破棄する場合には、自判せずに差し戻すということが多くなってきたという印象です。

司会者：ありがとうございました。さて、以前の裁判では分かりにくい部分もあり、被告人も理解できているのか疑問だったという意見がございました。被告人の弁護をされる立場から見て、水谷さんは、分かりやすい裁判との関係について、お感じになることがあれば教えていただけま

すでしょうか。

水谷パネリスト：従来の刑事裁判では、本来、中心にいるべき被告人が、何をやっているのかよく分かっていないということが確かにあったように感じます。我々も、被告人とは事前あるいは事後に綿密な打合せを行いますが、証人尋問で何が争われているのか、被告人はよく分からないまま聞いているということもあったのだらうと思います。

こうした状況と比べると、裁判員裁判が始まってからは、目で見て耳で聞いて分かる裁判が行われるようになり、被告人が当事者意識をもって裁判に臨める環境になったように思いますし、裁判員裁判非対象事件においても、同様の変化が起こりつつあるように思います。裁判員制度施行後は、被告人が、単に取り調べられるだけでなく、自分自身の人生を決めるものとして、当事者意識をもって裁判へ臨むことができる環境が整ってきたように感じます。

司会者：ありがとうございます。それから、増田さんからは、裁判員裁判は、歯科医の治療のようにではなく、外科医の手術のように一気にやってしまうという説明がありました。他方、井田さんからは、公判自体は連日にわたって一気にやってしまうけれども、裁判が始まるまでが長くなっていないかという御指摘もありました。

裁判が始まるまでの御苦労について、立証をする立場におられる検察官としては、どのようにお考えでしょうか。公判前整理手続の長期化の問題について、コメントを頂戴できますでしょうか。

三輪パネリスト：公判前整理手続では、裁判の場でどういった審理をするのかということを整理するのですが、かなり時間をかけて行う事件もあるようです。一方で、公判の審理の期間自体は短くなっているため、トータルで見ると判決までの時間が短くなっている場合もあるのではないのでしょうか。

また、立証する立場として悩ましいのは、準備に時間がかかってしまうことで、時間の経過とともに証人の記憶が薄れてしまうことです。起訴が早くなされたとしても、公判前整理手続に時間がかかれば、その間に証人の記憶は薄れていってしまいます。せっかく争点を絞り込んでも、その争点について、証人の記憶が薄れてしまえば元も子もありません。他方、被告人が多数の犯罪を行ったと疑われている事件などでは、どうしても公判前整理手続に時間がかかってしまいます。充実した争点整理を行うことと速やかに公判を開始させることの両者についてバランスをどう取るのか、非常に難しい問題だと感じています。

司会者：公判前整理手続の長期化の問題について、水谷さんは何か御意見ございますか。

水谷パネリスト：公判前整理手続の長期化については、事件によっては、弁護人側の公判準備に時間がかかっていることが一因になっているものもあると思います。

検察官が法廷で裁判官や裁判員のみなさんに見てもらいたいとして提出する証拠というのは、有罪方向に働くものとして吟味して絞り込んだ、いわばエッセンスなんです。弁護人は、そうした証拠が公判廷に出してしまってもよいほど信用できるものなのかをチェックする役目を負っています。弁護人は、捜査機関が収集した膨大な量の証拠の開示を受けた上で、検察官が証明しようとする事実が、それらの証拠のすべてと突合して、本当に確からしいといえるのかをチェックしています。これは、被告人の権利を守る上で不可欠な作業なのですが、どうしても時間がかかってしまいます。

組織で動いている検察・警察に対して、我々弁護人は、国選弁護だと裁判員裁判でも2人、死刑求刑が予想される事件でも4人くらいまでと、人数に限りがあります。時として捜査機関が数百人単位で集めた証拠を、

我々弁護士は、数人でチェックして、本当にこの証拠を被告人の有罪を推定させる証拠として使ってよいのかどうかを検討します。我々もいたずらに引き伸ばしている訳ではないですが、被告人にとって最善となるような証拠の精査を行っており、この作業に相当時間がかかってしまうことは御理解をいただきたいと考えます。

司会者：捜査段階では証拠にアクセスできないため、起訴されてから証拠を検討せざるを得ず、一定程度時間が必要だということはやむを得ないということでしょうね。

水谷パネリスト：はい。その中でも、充実した審理のために争点や証拠の整理が必要となるのですが、先ほど加戸さんから御指摘があったように、取調べの可視化というものが導入されたところ、我々も、争う事件、虚偽の自白が疑われるような事件などについては、ビデオをずっと見ることとなります。20日間の取調べについてビデオを見るとなれば、それだけでも相当の時間がかかってしまいます。このように、証拠の精査には、やむを得ず時間がかかってしまうという側面があるのです。

司会者：増田さんからも御意見いただければと思います。

増田パネリスト：公判前整理手続が終わってしまうと、原則として、新たな証拠請求はできなくなってしまうというルールになっています。そのため、当事者双方は、どのような主張をするか、どのような証拠を出すかについて、公判前整理手続の中であらかじめ全部決めておく必要があります。こうした制約があるため、検察官や弁護士が公判準備に多少慎重になってしまう部分があるのは、やむを得ないことなのだと思います。ただ、どこまで主張してもらうのか、どこまで裁判所がそれを整理するのか、そういった点については、工夫していくことでもう少し迅速な公判準備ができるのではないかと考えますので、その点はもう少し検討していかねばならないと考えます。

なお、事実関係に争いのない事件については、検察官・弁護人の御協力もあって、公判準備の期間が短くなってきている傾向があるので、争いのある事件でもそのようにしていかないといけないと考えています。

司会者：ありがとうございます。ここで少し話題を変えて、裁判員の方の御負担の軽減について伺いたいと思います。裁判員の方には実際に裁判に参加されるための日程を確保していただく必要があるかと思います。皆様、それぞれにお仕事や御家庭の事情を抱えながらの参加ということになりますが、経験者パネリストの皆様には、どれくらいの審理期間の事件を担当され、また、職場や家庭とどのようにして都合を調整されたのかを伺いたいと思います。

まず、1番の方ですが、昨年10月16日に選任され、以後、土日を除いて9日間にわたり、毎日裁判所にお越しいただいたと聞いておりますが、どのように御都合を調整されたのでしょうか。

裁判員等経験者1：裁判員候補者として呼出しを受けた際に審理の予定が知らされたのですが、その時点で上司には相談をし、私が不在にする間の態勢をどうするか、職場で調整をしてもらいました。裁判自体は午前10時ころに始まり、午後4時、5時頃には終わるというものだったので、家庭への影響は特にありませんでした。

司会者：ありがとうございます。2番の方は、昨年12月3日に裁判員に選任され、連日、審理・評議の上、12月7日まで、合計5日間参加されたそうですが、どのように御都合を調整されたのでしょうか。

裁判員等経験者2：私の場合は、名簿記載通知が届いた段階で職場に報告し、翌年中に裁判員に選任される可能性があることについて、あらかじめ理解を得ていました。そのため、実際に裁判員候補者として呼び出された際も、特に支障はなく、スムーズに送り出してもらうことができました。

司会者：ありがとうございました。それでは、3番の方をお願いします。3番の方は、今年の1月16日に選任され、翌週から連日審理・評議が行われて、職務従事期間は合計で5日間とのことでしたが、いかがだったでしょうか。

裁判員等経験者3：私の場合は、自分がまさか裁判員に選ばれるとは思っていませんでした。名簿記載通知を受けた段階では職場に報告はしませんでした。職場には裁判員に選ばれたことのある人がいなかったこともあって、実際に私が裁判員に選ばれた際には、上司からも驚かれましたが、「裁判員としてどんな体験をしたか、ぜひ職場に持ち帰って報告してください。」と声を掛けてくれて、快く送り出してもらえたので、特に負担を感じることはありませんでした。なお、私の勤務先には裁判員用の特別休暇が用意されていたため、職務従事期間中には当該休暇を取得しました。

また、家族との関係についてですが、選任後には、当初は家族に対しても裁判員として選ばれたことを話していませんでしたが、私の出かける時間が普段と異なっており、家族、特に子どもたちからとても心配されたため、自分から本当のことを話しました。

司会者：お父様が裁判員に選ばれたことについて、お子様方は何とおっしゃっていましたか。

裁判員等経験者3：最初は、私自身裁判のことを何も知らなかったこともあり、子どもたちからは「できるの。」と心配されてしまいました。裁判に携わり、少しずつ裁判のことが分かっていくうちに、子どもたちからは、「結構ちゃんとやってるね。」などと言ってもらえるようになりました。

司会者：株が上がったということですね。どうもありがとうございました。

次は4番の方にお聞きします。4番の方は1月25日に選任されて、1

月から2月にかけて、合計で9日間裁判所にお越しいただいたということですが、いかがだったでしょうか。

裁判員等経験者4：私も、名簿記載通知を受けた段階で上司に報告しておりました。裁判員を経験された方の9割以上が「やってよかった。」との感想を持っていると報道されていたので、仕事の都合さえつければ私自身もやってみたいという気持ちは強かったです。裁判員候補者として呼び出された際、職場の中には、心理的な負担で病気になるのではないかと不安視する上司もいましたが、会社の中にはこれまでに裁判員を経験した人がいなかったこともあり、「貴重な経験だし、ぜひ参加して会社に還元してほしい。」として、最終的には快く送り出してもらえました。なお、私の勤務先にも特別休暇の制度が用意されておりました。

司会者：実際に参加するとなったときは、周囲の方が、諸手を挙げて全員が全員賛成だということでもなかったということですね。そうした中で、仕事の調整をしてでも参加したいと御決断されたのは、どのあたりがポイントだったのでしょうか。

裁判員等経験者4：Y o u T u b e で裁判員制度の映画を観たのですが、仕事が忙しいとして参加を渋っていた主人公が子どもから「参加した方がいいよ。」などと言われているシーンがありました。そうしたシーンを観て、裁判に参加することを決断しました。

司会者：審理日程を決める際には、裁判員の方に参加していただきやすい日程になるように考えないといけないと思います。裁判官は、実際に審理の日程を決める立場にあるわけですが、増田さんは、どのような点に留意されて裁判の日程を組まれているのでしょうか。

増田パネリスト：審理の日数をどれくらいにするかは、非常に悩ましい問題であり、慎重に検討しています。審理日数を短期間にしすぎれば、裁判員の方に審理の中で慌ただしい思いをさせてしまいます。一方で、多

様な国民の方々に参加していただくためには、審理日数をあまり長く設定するのも好ましくありません。また、1日当たりの拘束時間が長くても構わないから、極力短い日数で終わることを希望される方もいらっしゃいます。こうした様々な点のバランスを取れるような審理日数というものを、事案ごとに検討して決めています。

なお、審理日数を決める段階ですが、公判前整理手続で争点が明確になり、証拠調べのボリュームの目途が立ったら、概ね2か月後くらいに公判期日を指定するようにしています。その際には、できるだけ冗長な審理にならないように、また、評議についても、「こういう争点であれば、ポイントをついた合理的な評議をすればこれくらいの期間で終わるだろう。」といった点を考えながら審理日数を決めるようにしております。

司会者：ありがとうございました。それでは、ここで20分程度休憩とさせていただきます。現在、午後3時30分ですから、午後3時50分再開とさせていただきます。

(休憩)

司会者：さて、次のテーマは裁判員裁判に参加することの意義ということであり、法律的には、一般の方が裁判員として裁判官と共に刑事裁判に参加するというのが、司法に対する国民の理解の増進と信頼の向上に資するということですが、実際に裁判に参加された方がどのようにお感じになったのかということ、率直な御感想を聞いていくという形で議論を進めていきたいと思っております。お一人ずつ聞いていきたいと思っております。1番の方、どうでしょうか。裁判に参加することが決まったときの気持ちや、実際に参加した後の気持ちの変化であるとか、御紹介いただけますでしょうか。

裁判員等経験者 1：最初に感じたハードルは、制度自体の理解不足という点です。私自身、職場や周りの人に何も言っははいけない、秘密にしなければいけないと思ひ込んでいたところがありました。公表する範囲を気を付けなはいといけなはいというプレッシャーを感じましたし、周りに経験者がいなはいことによる不安を感じましたし、それが誤解の元であったと思ひます。制度に関する冊子の送付はありましたが、自分自身分かっているのかいなはいのかというところでした。ただ、裁判員裁判が始まってみれば、一部の情報を除いて周りに言っても大丈夫ということが分かりましたし、裁判官と一緒に食事をするなどして時間を共に過ごすことで、裁判官が近い存在だと実感できました。

また、裁判官から、「どんな意見であっても一つ一つの意見が大切で、自信がない意見だとしても声を発することで一つの事実に繋がっていくのだ。」という趣旨の説明を受けたのが印象的で、私のこれからの人生にも活かされる体験となりました。

司会者：ありがとうございます。では、2番の方お願いします。

裁判員等経験者 2：裁判員に選ばれた際は、どうしようという緊張が走ったというのが正直なところでは。他人の人生を左右するということが、果たして自分にできるのかと正直思ひました。

しかし、様々な立場と年代の方が満遍なく集められ、それぞれの立場から一生懸命考へて発言して行く中で、だんだんとチームとして妥当な点が見えてくるわけなのです。大げさなことは言えませんが、上訴されて覆るかもしれませんが、チームとしていろいろな意見を出し合ひ感想を述べて、落としどころを決めたことについては大変満足をしてありますし、みんなで一緒に作り上げた共同作業というのは、楽しかったというのはおかしいかもしれませんが、充実した貴重な体験をさせていただいたと感謝してあります。私たちが十分に考へることができるよう、裁判官、

弁護士及び検察官の方々が事前に準備してくださったおかげだと感じていますし、御配慮に感謝しています。

司会者：ありがとうございます。それでは、3番の方をお願いします。

裁判員等経験者3：まず、選ばれたときは驚きでしかありませんでした。

何も知識がない私に務まるのか、自分に人の人生を決める判断ができるのかという思いがありました。また、制度がよく分かっていなかったのので、何もかもすべてを秘密にしなければならないという不安があり、子供にも言えませんでした。

しかし、いざやってみると、人の人生を決めるということで、やるからには真剣にやらなければと思い、私が代表して質問する場面が多かったのですが、終わった後の充実感とチームとしてみんなでやり切った経験は、今後の人生に役立つものであったと思います。そのときの裁判員の人たちは今でも繋がりがありますが、本日のイベントのことを伝えると、頑張ってきてと言われました。裁判員をやってよかった、そのことを皆様に伝えたいと思うようになったということ自体が、私の中で大きく変わった点です。

司会者：ありがとうございます。4番の方をお願いします。

裁判員等経験者4：私も裁判員に選ばれてよかったと思っています。候補者として呼び出された際は、どんな事件の担当になるのか、事件の内容によっては自分の精神的な安定が損なわれるのではないかと、睡眠不足になったりしないか等の懸念がありました。しかし、YouTubeにアップされていた裁判員制度に関する映画で、俳優さんが「裁判員裁判は権利であり義務である。」と主張された場面を観て、「選ばれたらやろう。」と決意したのです。

私の場合は、9日間裁判所に来ました。判決に至るまでの間に、評議、被告人質問、証人尋問等があったわけですが、その間、他の裁判員

の方や補充裁判員と共に同じ思いを共有して、被告人の方と被害者の方の今後の人生をここまで真剣に考えるという経験が、果たして私のこれまでの人生であっただろうかと思えます。私の担当した事件では、被害者がひどい怪我をして後遺症があったので、関わった当初は量刑を重くしようという思いが強かったのですが、証拠に触れ、被告人の歩んできた人生について考えるにつれて、重い量刑を課すことが果たしていいのだろうかという思いも出てきました。日常生活ではまずありえない体験をして、他のメンバーと思いを共有して頭を悩ませた9日間は、これまでの人生になかったものですし、本当にやってよかったと思えました。

司会者：ありがとうございました。それぞれの立場でそれぞれの思いを語っていただきましたが、只今のお話をお聞きしての感想や、一般の方が裁判員に参加することをどのように見ているか等、報道関係の方から、インタビューや調査結果も含めて御紹介いただければと思います。

加戸パネリスト：経験者の方々のお話をお聞きして、制度自体はうまくいっているのではないかと感じています。やられた人にとっては良い経験、貴重な機会になっているのではないかと思いました。最高裁判所が出している裁判員制度10年の統括報告書によると、経験者へのアンケートにおいて、95パーセントの人が「やってよかった。」と回答しているとの結果が出ているようです。

しかし、残念ながら参加する機会に恵まれていない人からすると、10年経ってもまだまだ抵抗が強いようで、先日の世論調査では、6割の人が参加したくない、ただし制度自体があってもいいのではないかという人も6割という結果が出ています。

では、どうすれば参加した皆様の感想を伝えられるかということですが、けれども、守秘義務がやや硬すぎるのではないかという印象を受けます。報道機関としては、判決後に裁判員経験者の方々に記者会見を願います。

ることがありますが，こちらとしても肝心なところが聞けないということがありますし，喋る方もどこか物が詰まったような言い方をされます。経験者同士の繋がりの中では同じ悩みを理解し合えるかもしれませんが，チーム以外の人にどう伝えていけるかという点が，制度上の問題ではありますが，今後の課題だと思いました。

司会者：ありがとうございます。引き続いて，井田さん，お願いします。

井田パネリスト：やってみたら良かったということではありますが，みんなが参加する制度ということで作られたにもかかわらず，辞退率が67パーセントと，どんどん上がってきているということに対して，私たちメディアとしても，何か伝え足りない，欠けていたところがあったのではないかとつくづく思いました。守秘義務について，安心して話せる場所がもっと増えれば，ストレス軽減となるのではないかと思います。

また，制度としては，対象事件や裁判員数等，いろいろな案があった中で収れんしてきたという意味では，これが最終形ではないと考えます。今後，実際の評議のやり方がどうなのか等，研究者の方々に御尽力いただき，今後もっと参加しやすくするために制度の見直しをしていくのも大事なことなのではないかと思います。

司会者：ありがとうございます。それでは，宇藤さんから，一般の方が裁判に参加することの意義について御意見いただけないでしょうか。

宇藤パネリスト：本日前半のお話でも出てきたように，法曹も人間なのできわめて人間臭い中で判断がなされているということを聴き，裁判員の方もチームの一員として裁判に参加されているということが分かり，大変素晴らしいことだなと思いました。

確かに，裁判員制度の施行によって，従来の職業法曹だけの裁判と比べて，裁判の在り方は随分変わりました。しかし，それは，裁判の在り方をドラスティックに変えることを目指した結果ではなく，普通のことを

公正にやっているということ、裁判員の方の様々な視点からも見てもらった上で漸進的に変えていくことを目指した結果なのです。経験者の方々の話をお聴きし、このような制度が目指していた点がうまく結実しているのだなと感じました。

また、先ほどお話が出ておりました裁判員の参加率低下は残念なことです。私自身は、対象事件に難しいものがあるというところにも原因があるのではないかと考えています。制度発足当時にも対象事件の検討はありましたが、不断に見直す必要があると思います。例えば、覚せい剤の輸入の罪などは、裁判員の日常生活からは縁遠いものです。こういった事件が裁判員裁判に馴染むのかというところも難しいところがあり、今後、検討の必要があるのではないかと感じています。

司会者：ありがとうございます。それでは、裁判官としての立場から、増田さんお願いします。

増田パネリスト：裁判官の立場からすると、国民の意見や感覚の反映ということで、年齢、職業及び経歴等が全く異なる裁判員の方から意見を出していただき、我々裁判官と一緒に議論していくことで、判断に深みや説得力が出てくるというのが、裁判員裁判の一番の意義なのではないかと思っています。

中には、裁判官が裁判員を誘導するのではないかと疑われる方もおられますが、評議を進めていく中で誤解が解けていき、裁判官と裁判員は対等なのだと思えるようになってきたということが今まで何度もありました。また、裁判員の意見どおりの結論が出ることに驚かれた方もいましたし、「どうせ裁判官のやりたいようにやるんでしょ。」と斜に構えていた方が、実際はそうでないことを知って驚かれていたという経験もあります。

司会者：続いて弁護士としての立場から、水谷さんお願いします。

水谷パネリスト：裁判員制度の大きな意義に、被告人の納得という点があると思います。これまでは、被告人自身もよく分からないところで、いつの間にか自分の人生が決まってしまうということがありましたが、裁判員の皆様が被告人の人生を懸命に考えてくれているということは、被告人にもしっかりと伝わっています。たとえ結論が自分の望んだものではなかったとしても、控訴せずに刑務所へ行ったという被告人も実際におられました。

もう一つ、我々は、罪を犯した人の側の立場ですので非難を浴びることもありますが、裁判員経験者の方からは、刑事事件に対する見方や視点が大きく変わったと言っていただいています。願わくば、そういう御経験を周囲の方に伝えていってほしいです。そのことが、刑事裁判が社会の中でどのような意味合いを有しているのかについての理解を進めることにつながるのだと思います。人の人生を真剣に考える場所なのだということを社会に広めていっていただければ、被告人の納得もより高まっていくのではないかなと思います。

司会者：ありがとうございました。それでは最後に、検察官の立場から、三輪さんお願いします。

三輪パネリスト：検察官としては、制度の実施に伴い、分かりやすい立証のために懸命にやってきたという状況です。

また、裁判の中では、裁判員の方々から、私たちが気付いていなかった視点からの質問がなされ、はっとするようなこともあります。これは、新しい視点が刑事事件に入ってきているということだと思いますが、大いに意義のあることだと考えます。

さらに、先ほど、裁判員等経験者の皆様が、「人の人生を左右する判断ができるか不安だったが、充実した経験だった。」とおっしゃっていたのを聴き、充実した議論がされていたのだと感じ、改めてその意義を実感し

た次第です。一方で、覚せい剤の輸入など、裁判員の方々の日常の経験がどこまで活かせるのか難しい事件や、医学的な専門性が高い争点など、こういった形で裁判員の方に判断していただくのか、検察官の立場からこれから検討していかなければと感じています。

司会者：ありがとうございました。それぞれの立場から裁判員の参加する意義を考えて、深めていきたいというお気持ちが伝わってきました。

さて、会場から質問をお願いしたところ、20通を超える質問をいただきました。ありがとうございます。ですが、すべて取り上げることはできませんので、私の方でいくつかピックアップさせていただいて、質問に答えていただきたいと思います。

まずは、裁判員等経験者の方への質問として、「海外の陪審では罪の有無の認定だけに携わることが多いですが、日本の裁判員は罪の有無に加えて量刑の判断も行っています。実際に裁判員裁判を経験して刑を判断することについて、今どう感じていますか。」との質問です。量刑を決めるということを実際に経験されて、どう感じたでしょうか。

裁判員等経験者2：私が担当した事件では、量刑を確定するのに意見が分かれました。しかし、全員で率直に意見を交換する中で、最後はみんなが納得して一つの結論を導くことができました。確かに、一般の素人である私たちが量刑の判断を担うことは、最初は重い気がしますが、裁判官から過去の事件の量刑を示していただいたり、執行猶予について説明していただく中で、だんだんと知識が増えてきて、妥当な結論が見えてきたように思います。このように全員で結論を決めたので、それほど負担に感じるころはなかったです。

裁判員等経験者3：人の人生を決めるということで、私の経験した事件では、まず決めていいのかというところから始まりました。量刑については、過去の統計もありますが、そればかりにとらわれず、ニュートラル

に決めようと全員で話し合いました。否定的な意見はなく、みんなでじっくりと話し合っただけで決めていきました。量刑を決めることは確かに重大なことです。自分たちがそこに携わり、判断のプロセスや手法が分かるのは凄く大事なことです。裁判員でも量刑判断を行うべきだと個人は感じています。

司会者：ありがとうございました。では、続きまして別の質問です。同じく裁判員等経験者の方に対しての質問です。「友人や家族の方と報道される判決や法的なことを話すことが増えましたか。」という質問ですが、質問者の方、補足があればお願いします。

質問者：私は大学のゼミで、一般の方々の法的問題に対する関心等について調べているのですが、裁判員を経験したことでそれがどう変わったのかという点を伺いたく、質問しました。

司会者：ありがとうございます。では、どなたでも結構ですが、裁判員経験者の方、お願いできますでしょうか。

裁判員等経験者4：裁判員に選ばれる前は、刑事事件に関するニュース等を見ても、「被害者の方が可哀想だな。」とか「酷い事件が起こったな。」ぐらいにしか感じていなかったのですが、裁判員に選ばれて、特に評議に携わるようになって、強盗致傷、殺人や放火等の重大事件が報道されていると鋭く反応するようになり、被告人が精神錯乱状態だったのかとか、正常な状態だったのかといったことまで考えるようになって、刑事事件に対して関心を持つようになりました。家族ともそのような会話をすることが非常に増えました。勤務先でも、報道で見聞きした刑事事件について同僚と休憩中に会話する際に、「加害者にもいろんな人生があったんじゃないですか。」などと言えるようになり、自分でも驚いたりしています。

司会者：ありがとうございます。では、次の質問です。「裁判員の無断欠席

が問題となっていますが、国民の司法に対する関心が薄い原因は何でしょうか。どのような取組が必要でしょうか。」という質問です。研究者の方を御指定いただいています。他にもどなたに回答していただくか決めたいと思いますので、質問者の方、補足していただけますか。

質問者：最近、裁判員の出席率は上がっているが、無断で欠席する人が多いということをニュース等で見聞きします。選挙の投票率も一緒だと思いますが、国民が意識を変えないと裁判員の出席率は上昇しないと思うので、今後、裁判員制度をどう改善していくべきかをお聞きしたいと思って質問しました。

司会者：分かりました。研究者指定ということですので、まず宇藤さん、何かございますでしょうか。

宇藤パネリスト：なかなか難しいですね。一つ考えられるのは、先ほども触れたように、対象事件が自分に合わないと感じる人が多いのではないかという懸念です。他に考えられるのは、定着した半面、慣れてしまったことで、制度施行当初よりも国民の関心が十分に高まっていないということです。加えて、裁判員等経験者の方々の話にも出てきたように、勤務先の理解が得られるかどうかというのも大きいと思います。

司会者：勤務先の理解という話がありましたが、辞退率の上昇や出席率の低下は、私たち裁判所にいる者としても、好ましくないことだと考えているのも事実ですが、増田さんの方で問題意識などを紹介してもらえますか。

増田パネリスト：国民の方々の意識が、制度を支える基盤となる重要なものだと考えます。私個人の感覚ではありますが、国民の皆様に裁判員制度を正しく御理解いただけているか不安なところがあります。裁判員の方が悲惨な写真を御覧になってPTSDになったとして問題になった例もありますが、そのような例ばかりがクローズアップされてしまい、国

民の皆様の抵抗感へつながっているのではないかと心配するところです。また、制度の内容についても、一部御理解いただけていないところがあり、例えば、守秘義務の範囲はそれ程広くはないのですが、何も話せないと誤解される方も多いようです。ですので、裁判員を経験された方々には制度の実情を周りの方に話していただき、制度に対する理解を広めていただければと思いますし、裁判所としても広報に努めていきたいと考えます。

さらに、お勤めの方は勤務先の理解がないと裁判所に出てこれないということもありますので、会社等を経営されてる方々にも、裁判員裁判に参加していただくことの意義や、裁判員の方が自身の経験を会社に持ち帰っていただくことで、職場でも多角的な視点で議論できるなどといったメリットがあるといったことを御理解いただけるように努力していきたいと思っています。

司会者：時間の関係で最後の質問にさせていただきます。検察官，弁護士，裁判官に対する質問です。「先ほど，加戸さんが，かつての法廷のイメージを，暗い，声が小さい，困ると表現しておられました。私も，以前傍聴に行った際，声が小さくて早口でついていけないと感じたことがあったのですが，裁判員裁判の対象事件以外にも分かり易いよう工夫されていると感じていますか。」という質問ですが，補足されることはございますか。

質問者：裁判を傍聴した際に，当事者が書類を読み上げているのは分かるのですが，早口で声が小さくて聴き取れなくて，どんどん傍聴席が置いていかれていると感じたことがありました。先ほどの意見交換の中では，裁判員裁判以外の裁判でも分かりやすい説明がされているように感じるという意見がありました。実際のところ，法曹の皆様は裁判員裁判以外でも，傍聴や被告人に話が伝わりやすくなるような工夫をされてるので

しょうか。されているなら教えていただきたいと思い、質問しました。

司会者：ありがとうございます。裁判員裁判非対象事件においては、実態は昔と変わっていないのではないかといった厳しい御指摘ですが、法曹の皆様はどのように感じておられますでしょうか。

三輪パネリスト：裁判員裁判の対象事件以外についても、例えば、証人尋問の方法とかは変わってきていると思います。より技術的に修練されてきて、分かりやすい証人尋問が行われていると感じています。争点整理や、どの部分をどういった証拠で証明するかという点では、以前より整理されていると感じています。

一方で、実際に傍聴に来て分かりにくかったというお声があるのも事実ですが、その理由として考えられるのは、裁判員裁判非対象事件の公判は時間が比較的短く、その中である程度の審理を行わなければならないことから、どうしても回転が速くなってしまいうということが原因だと思っています。回転が速いことから、傍聴に来られている一般の方にとっては、手続がどんどん進むと感じられてしまうのも理解できるところです。

傍聴人にとって分かりやすい裁判を行うことと、裁判をスピーディーにこなしていくことと、バランスを取るのがなかなか難しいところだと感じています。

水谷パネリスト：質問者の方の御意見は、おそらく弁護人に対する御批判なのだと感じます。そこは謙虚に受け止めたいと思います。現在の裁判員裁判における審理の在り方というのは、制度の施行によって実現されたものというより、もともと戦後の刑訴法が予定していた口頭主義、直接主義、公判中心主義といった原点に回帰したものなのだという御指摘が、宇藤さんからありました。裁判員裁判非対象事件では、こうした原点への回帰ができていないというのであれば、それは、刑訴法の根本理念にそぐわないやり方が未だに続いているということにもなってしまいう

ので、我々当事者が真摯に真剣に改めないといけないと考えます。同じ刑事裁判なのに、ダブルスタンダードで違うやり方がずっと続いているのはおかしいというのは、質問者の方からの御指摘をいただいて、改めて感じた次第です。

この点、弁護士会というのは、いわば個人商店の集まりのようなものでして、なかなか統一的な対応が難しいところがありますが、被告人が分からない裁判をやってはいけないという御指摘はそのとおりなので、私自身もさらに刑事裁判の原点に戻ったやり方を裁判員裁判非対象事件でも実践すべく努めようと気持ちを新たにしましたし、弁護士会の研修でも、この点をさらに強くアピールして改善したいと思っております。

増田パネリスト：早口で声が小さいという点については、気を付けないといけないと思っています。裁判員裁判が刑事裁判の原点に戻った姿とすると、その他の事件もこれを見習っていくのが筋になります。もっとも、事件の種類によって何が最適な審理かを考えないといけないので、何でも裁判員と同じようにとはいえないかもしれませんが、法廷で心証を形成できるような裁判を行うことは、どんな事件でも必要なことですので、そういった裁判を行えるよう、裁判員裁判以外の事件も少しずつ変えていっているところですが、御指摘を踏まえ、さらに頑張っていきたいと思っています。

司会者：お時間が大分過ぎてまいりました。裁判員等経験者の方からお一人ずつ、本日参加された御感想や、裁判員裁判を続けていく我々への厳しい御指摘でも結構ですので、御意見を頂戴できますでしょうか。1番の方からお願いします。

裁判員等経験者1：裁判員裁判もそうですが、今日のこの機会も、いろいろな立場からの意見や若い方の質問なども聞かせてもらって、凄く勉強

になりました。他の経験者の方のお話を聞いて、裁判は人の人生を左右するものだということを再確認できました。辞退する方も多いとのことですので、私自身の経験を周囲に話して次の経験者に繋げたいと思います。裁判に参加したときに、裁判長の方から、先入観や強い主観を持たずに、客観的な状況だけを見て判断すること、あまり深読みをせずに発言に注目すること、公平中立の立場であること、疑わしきは被告人の利益にとということをお教えいただきました。皆様が人を大切に思う気持ちも大切に、裁判員の体験は貴重なものだということを意識していただいて、通知が来たら、機会を逃すことなく受け止めていただきたいと思います。

裁判員等経験者2：私もこの場に来させていただいて、様々な立場の意見を聴けてよかったなと思っています。自分たちが気付く気付かないにかかわらず、法は、私達の生活や社会を守ってくれているのだなと教えられた良い体験でした。私自身、法があまり庶民感覚からかけ離れたものであってほしくないという思いがあります。特に故意でなくても、予期しない不可抗力によって事件に巻き込まれてしまう、いつのまにか自分が加害者なり被害者になりうるということを考えると、それぞれの立場を公平に、客観的に検討して妥当な結論を見つけてもらう場には、社会で普通に仕事して家庭生活をしている普通の一般の方にも加わってほしいと思います。1番の方も仰っていましたが、名簿に載りましたという通知が来たら積極的に参加していただいて、貴重な体験を御自身で味わっていただきたいと思います。

裁判員等経験者3：私もこのような機会をいただいて、非常にためになりましたし、裁判員をやったチームの代表として来ておりますので、本日お越しの皆様にもいろいろと伝えられたことを感謝しております。実は、皆様あまり気づいてないかもしれませんが、裁判員として裁判に参加す

るとこのバッチをいただけるんですね。

(襟元に付けているバッチを示す。)

私はこれを誇りに思っています。会社に入って社章を付けた際も嬉しかったのですが、今ここで皆様の前でこれを付けていることも嬉しく思います。チームのみんなに付けていけと言われたのですが、それぐらい、やって良かったと皆様に伝えるのが私の役目かなと思っています。ここにいらっしゃる皆様は通知が来たら多分断らない意識が高い方だと思っています。逆に言うと、ここに来てこういう意見を聴いたことを、伝えるのが役目だと思っていて、参加するだけでなく、皆様から伝えていただくのが、地道ですが制度が広がっていく近道かなと思っています。今日はありがとうございました。

裁判員等経験者4：裁判員制度10周年ということで、この1週間、様々な特集や番組がテレビ報道されています。その中で、裁判員制度は本当に意味があるのかといった消極的な報道もありました。具体的には、裁判員裁判で殺人事件に携わって死刑判決を宣告したが、二審で無期懲役になり、最高裁でもまた無期懲役になり、一審で一生懸命討議した裁判員裁判の長い時間の苦労は何だったのかと、こうなるくらいなら裁判員裁判なんて止めてしまえばいいのだというものでした。また、裁判員制度に猛反対している弁護士さんも紹介されていました。

しかし、私自身は、こうした報道を目にしても、裁判員裁判を続けていくべきだと思っています。その理由は、裁判員を経験して、日常生活ではできないような体験ができたからです。裁判に参加した際、1年間でどれくらい起訴がされているのかを裁判長に聞いたところ、1年間で6000から7000件くらいとのことでした。大阪だけでこれだけの数があるということに、私は愕然としました。大阪だけでこれだけ多くの事件があるのなら、全国では果たしてどれだけの事件があるのだろうか

思ったわけです。報道されていない事件が余りに多くある中で、裁判員に選ばれるというのは非常に貴重なことだと思います。ですので、心理的な負担はあるかもしれませんが、もし通知が来たら、仕事をされている方は何とか調整して参加していただきたいなと思います。そして、その人の人生を変えるような場に臨んで、自分の司法に対する考え方を、権利と義務と先ほど申し上げましたが、それを発揮していただきたいなと考えます。本日は優秀な方が沢山来られていると思うので、皆様には、ぜひとも辞退せずに参加していただきたいなと思います。

司会者：ありがとうございます。まだまだお伺いしたこと、お話ししたこと、沢山あるかと思いますが、このあたりで本日のパネルディスカッションを終了させていただきます。傍聴されていた皆様、いかがでしたでしょうか。裁判員制度が始まって10年が経ちました。皆様、これから社会の中に羽ばたいていかれますが、私たちはこの制度をより良いものにしていくことを考えて、努力をいたしまして、次世代にバトンタッチしていきたいと考えております。皆様も、裁判員制度にぜひ関心を持っていただき、機会があればぜひ積極的に御参加いただきたいと思っております。今回の企画がそのような機会になっていただければ幸いです。パネリストの皆様、今日はありがとうございます。パネリストの皆様への感謝の気持ちを込めまして、盛大な拍手をお願いします。

(会場の参加者から、各パネリストに向けて多数の拍手が向けられ、パネルディスカッションは終了した。)